

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第5区分

【発行日】令和5年9月12日(2023.9.12)

【国際公開番号】WO2022/090755

【出願番号】特願2022-558361(P2022-558361)

【国際特許分類】

B 6 0 W 2 0 / 2 0 (2 0 1 6 . 0 1)

B 6 0 K 6 / 4 4 2 (2 0 0 7 . 1 0)

B 6 0 W 1 0 / 0 6 (2 0 0 6 . 0 1)

B 6 0 W 1 0 / 2 6 (2 0 0 6 . 0 1)

B 6 0 W 1 0 / 0 2 (2 0 0 6 . 0 1)

B 6 0 W 2 0 / 1 3 (2 0 1 6 . 0 1)

B 6 0 L 5 0 / 1 6 (2 0 1 9 . 0 1)

B 6 0 L 5 0 / 6 1 (2 0 1 9 . 0 1)

10

【 F I 】

B 6 0 W 2 0 / 2 0

B 6 0 K 6 / 4 4 2 Z H V

B 6 0 W 1 0 / 0 6 9 0 0

B 6 0 W 1 0 / 2 6 9 0 0

B 6 0 W 1 0 / 0 2 9 0 0

B 6 0 W 2 0 / 1 3

B 6 0 L 5 0 / 1 6

B 6 0 L 5 0 / 6 1

20

【手続補正書】

【提出日】令和3年4月28日(2021.4.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

30

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

発電機と接続されるとともに、駆動輪と接続可能なエンジンと、前記駆動輪と接続可能に構成され、前記発電機と接続されたバッテリーからの電力供給により駆動されるモータと、を備えるハイブリッド車両の制御方法において、

前記エンジンが前記駆動輪と接続される直動モードにおいて、前記バッテリーの充電を行う場合であって、単位時間あたりの要求充電電力が閾値を上回る場合には、前記エンジンと前記駆動輪との接続状態を解除するとともに前記モータを前記駆動輪と接続することにより、前記エンジンにより前記発電機を駆動させるシリーズモードに切替え、

40

前記閾値は、前記ハイブリッド車両の車速に応じた回転速度で動作する前記エンジンの最大出力から、前記ハイブリッド車両の走行に必要な出力を減ずることにより求められる、単位時間あたりの充電可能電力である、ハイブリッド車両の制御方法。

【請求項2】

請求項1に記載のハイブリッド車両の制御方法であって、

前記要求充電電力が前記閾値を上回らず、かつ、前記要求充電電力を得る時の前記シリーズモードでの前記エンジンの燃料消費量が、前記要求充電電力を得る時の前記直動モードでの当該燃料消費量を下回る場合には、前記シリーズモードに切り替える、ハイブリッド車両の制御方法。

50

【請求項 3】

請求項 1 または 2 に記載のハイブリッド車両の制御方法であって、

前記エンジンの回転速度及びトルクにより定められる前記直動モードが選択される領域のうち、前記要求充電電力が前記閾値を下回ることによって前記直動モードが選択可能となる領域は、前記要求充電電力が小さいほど、前記回転速度の方向に長い、ハイブリッド車両の制御方法。

【請求項 4】

請求項 1 から 3 のいずれか 1 項に記載のハイブリッド車両の制御方法であって、

さらに、前記シリーズモードが選択されている場合において、前記バッテリーの充電量が上限値を上回る場合には、前記エンジンを停止させる、ハイブリッド車両の制御方法。

10

【請求項 5】

発電機と接続されるとともに、駆動輪と接続可能なエンジンと、前記駆動輪と接続可能に構成され、前記発電機と接続されたバッテリーからの電力供給により駆動されるモータと、前記エンジンと前記駆動輪との接続を制御可能なコントローラと、を備えるハイブリッド車両において、

前記コントローラは、前記エンジンが前記駆動輪と接続される直動モードにおいて、前記バッテリーの充電を行う場合であって、単位時間あたりの要求充電電力が閾値を上回る場合には、前記エンジンと前記駆動輪との接続状態を解除するとともに前記モータを前記駆動輪と接続することにより、前記エンジンにより前記発電機を駆動させるシリーズモードに切替え、

20

前記閾値は、前記ハイブリッド車両の車速に応じた回転速度で動作する前記エンジンの最大出力から、前記ハイブリッド車両の走行に必要な出力を減ずることにより求められる、単位時間あたりの充電可能電力である、ハイブリッド車両。

30

40

50